	行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名 称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1		株式会社スズケイ(法 人番号 5080401002533) 代表 者鈴木啓之	静岡県浜松市中央区中田町446	静岡営業所	静岡県静岡市清水区袖師 町785番地の3	(20日車)及び文書警告	輸送安全規則第3条第	令和6年3月8日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた、(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)結業等7条第5項)、(4)点呼の記録記載等7条第5項)、(4)点呼の記録記載事業等5項)、(4)点呼の記録記載事事。以6)運行。2 (5)運行記書業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運行記事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運行管理補助者の要件以第10条第1項)、(8)運行管理補助者の要件違與第10条第1項)、(8)運行管理補助者の要件違原貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)	5	2
2		有限会社東海配送(法 人番号 2080002003982) 代表 者長島健人	静岡県静岡市駿河区北丸 子2-34-9	本社営業所	静岡県静岡市駿河区北丸 子2-34-9	(40日車)及び文書警告	輸送安全規則第7条第 5項	令和6年4月19日及び令和6年4月22日並びに令和6年5月2日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(2)業務の記録記載事項等不備貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第1項)(5)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	7	4

行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名 称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
		愛知県岡崎市日名南町17番地4			輸送施設の使用停止 (110日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法第8条第1項	令和6年1月15日及び令和6年2月13日、死亡 事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画恒定 声之のるところに従う義務違反(貨物自動車運送 事業法第8条第1項)、(2)乗務時間等基準告示 の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(業額 中の実施義務違反(貨物自動車運送事業等6項)、業額 安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点所 安全規則第7条第1項及び第2項)、(6)結論 安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業載送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業報送安全規則第10条第1項)、(8)運転者等台帳の記載等の反第 第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録を全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督記録的反第 1項)、(9)運転者に対する指導監督記録的反第 1項)、(9)運転者に対する指導監督主規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する輸送等主規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する輸送安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する輸送等主規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する輸送安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する輸送安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する輸送安全規則第10条第1項)、(10)特定の運転者に対する輸送安全規則第10条第2項)		11

	行政処分等 の年月日	事業者の氏名又は名 称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
4		オーエスディー合同会 社(法人番号 2190003002543) 代表 者中山正八郎	三重県北牟婁郡紀北町相賀562番地2			(60日車)及び文書警告	法施行規則第6条第1項第1号	令和5年10月26日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施、13件の違反が認められた。(1)配置車両第6条第1項物自動車2(貨物自動車運送事業結送安全規則第3条第1項(第1号)、(2)重運務送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)整備送等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(4)点呼の全規則第3条の6)、(4)点呼の全規則第3条第3項)、(5)点呼の全規則第3条第3項)、(5)点呼の全規則第3事業輸送安全規則第3事業輸送安全規則第3事業輸送安全規則第3事業等7条第1項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則自動車運送事業等7条第5項)、(7)業務の記録最新3項)、(6)点呼の記録記載事項第7票、(5)点等の記録最高数量及(貨物自動車運送事業輸送安全規則自動車運送事業輸送安全規則第9条の記述事等等の記述表記。(10)運転者等等的帳の記述表記。(10)運転者等等的帳の記述表記。(10)運転者等等的帳の記述事項等9条の5第1項的自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項向自、1(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条条1項的自動車運送事業輸送安全規則第10条条第1項的自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項的自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項的自動車運送事業等60条第1項)	6	6

	行政処分等 の年月日	称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
5		人番号 1180001001185) 代表 者天明真有美	愛知県名古屋市守山区金屋2-390		愛知県名古屋市守山区金屋2-390	(190日車)及び文書警告	貨物自動車運送事第1項第5号	令和6年3月14日及び令和6年4月23日、酒宴 帯び運転による事故を端緒として、監査を実施。16件の違反が認められた。(1)事業計施の月 則第2条第1項第5号)、(2)事業計施で、監査を実施。16件の違反(貨物自動車運送事業法施の表法の 関第2条第1項第5号)、(2)事業計画に送事運送事工。 定人(貨物自動車運送事業会とで、1項)、(3)乗務時間等基準告示の則第違反(貨物自動車運送事業時間等基準告示の則第違反(貨物自動車運送事業輸送を全規務等。20、(貨物自動車運送事業輸送反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の場所。20、(5)、(5)、(5)、(5)、(5)、(5)、(5)、(5)、(5)、(5)	19	19
6			石川県野之市市徳用三丁 目18番地	 	福井県福井市高柳2丁目 1801番地	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	令和4年10月11日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	U